

令和6年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年12月5日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会（開議） 令和6年12月5日（木）9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 岡田 智子 議員 2番 牧野 牧子 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 山田 浩太	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	岸本 則和
総務課長	宇野 慎一	危機管理室長	柳原 潔
会計管理者	齋藤 和幸	水産振興室長	曾我部 一彦
財政課長	長田 寿幸	都市計画課長	石田 傑
税務課長	池本 繁樹	総務学校教育課長	金井 和昭
町民課長	和田 美由貴	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	坂本 忠
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	村上 克樹
環境課長	原 秀人	都万支所長	近藤 勝志
エネルギー対策室長	野津 寿天	中出張所長	茶山 宏
商工観光課長	藤野 一	中央公民館長	木瀬 高宏
農林水産課長	増本 直行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事務局長補佐代理 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

議第 99 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約

議第 100 号 隠岐の島町上下水道事業経営審議会設置条例

議第 101 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第 102 号 隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

議第 103 号 隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例

議第 104 号 隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議第 105 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議第 106 号 隠岐の島町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例

議第 107 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

議第 108 号 町道路線の変更について

議第 109 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度社交金 町道中町中条線一本橋
橋梁更新（2 期）工事〕

議第 110 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（建築 2
期）工事〕

議第 111 号 工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事(1 期)〕

議第 112 号 財産の無償譲渡について

議第 113 号 指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（1 階鮮魚・加工品販売所）〕

議第 114 号 指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（2 階レストラン）〕

議第 115 号 指定管理者の指定について〔布施地区漁業振興施設〕

議第 116 号 指定管理者の指定について〔島後斎場 愁霊苑〕

議第 117 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕

議第 118 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町牧野〕

議第 119 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕

議第 120 号 令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）

議第 121 号 令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

議第 122 号 令和 6 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議第 123 号 令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議事の経過

○議長（池田 信 博）

ただ今から、令和 6 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開 議 宣 告 9 時 3 0 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 1 番:岡田 智子 議員、
2 番:牧野 牧子 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 13 日までの 9 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和 6 年第 3 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

それでは、主なものについてご報告いたします。

10 月 11 日に島根県町村議会議長会主催による「議員研修会」が松江市において開催され、隠岐の島町議会から 13 名の議員が出席いたしました。

研修では講師 2 名による講演があり、はじめに「質問力の向上から政策提言へ」について、講演いただきました。

講演では、議員個々の一般質問力を向上させることが、議会の力となり政策提言力の向上に結びつくと話がありました。もう一つは、「議員のコンプライアンスの基本」について、講演いただきました。常日頃、議員としての自覚を意識し行動することの大切さを再認識いたしました。

次に、11月9日に「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」が隠岐島文化会館で開催され、隠岐の島町議会から15名の議員が出席いたしました。

竹島領土権確立隠岐期成同盟会副会長の濱田利長氏の力強い大会宣言により、竹島の領土権早期確立の実現に向け政府に対する5点の要望項目を確認いたしました。

次に、11月13日に「第68回町村議会議長全国大会」がNHKホールで開催され出席をいたしました。

開会では「全国各町村における人口減少、首都一極集中による地方の過疎化、少子高齢化問題、加えて頻発する自然災害や物価高騰が国民の生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。各町村が自主財源の乏しい中、地方交付税等の一般財源の確保・充実により、人口減少・少子化対策、子育て政策等の推進等、真の地方創生に向けた取り組みを強力に進めていく必要がある。」との内容の宣言がなされ、28項目に及ぶ決議案件を満場一致で「採択」し、政府・国会へ提出することにいたしました。

また、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正の2つの特別決議も「採択」されました。

次に、11月16日から17日の2日間「住民と議会との懇談会」を町内4会場で開催いたしました。今回の懇談会では、会場ごとにテーマを決めてグループ討議を行い、町民の皆さまと活発な意見交換をすることができました。

次に、12月1日には「隠岐の島町市政20周年記念式典」が隠岐島文化会館で開催されました。20周年という節目を迎え、町民の皆さまからの負託に応えるべく、「安心安全」のまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでいく所存であります。

次に、請願・陳情につきましては、本日までに陳情1件、及び要望1件を受け付けました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、陳情については議員配付、要望については所管の常任委員会に付託することにいたしましたので、ご理解願います。

最後に、「臨時新任議員研修会」があり、別紙のとおり議員を派遣したので、ご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

令和6年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってきましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日、令和6年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の制定及び改正、指定管理者の指定、及び令和6年度一般会計補正予算など、25件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、9月に開催をいたしました「令和6年第3回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、「都市交流事業」について、ご報告申し上げます。

11月3日に「東海島根県人会」、11月17日には「近畿島根県人会」、及び「隠岐の島町関西ふるさと会」の総会が開催され、それぞれ出席をいたしました。

いずれの総会におきましても、出郷者の皆様が一堂に会し、久しぶりの再会に笑顔で会話も弾みました。特に、「隠岐の島町関西ふるさと会」では、若い会員の方々の故郷への熱い想いを伺うことができ、とても有意義な場面となりました。

出郷者の皆様方の、益々のご健勝を祈念いたしますとともに、引き続き、故郷発展のためのご支援ご協力をお願いさせていただいたところでございます。

次に、「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」について、ご報告申し上げます。

11月9日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会主催による「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」を、隠岐島文化会館におきまして開催いたしました。

本町での集会の開催は14年ぶりであり、国会議員をはじめとした来賓の方々や、これから

の隠岐を担う中学生など、多くの方のご参加の下、盛大に執り行われました。関係各位のご協力により、集会を無事に終えることができましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、島根県が「竹島の日」の条例を制定してから、来年の2月には20年を迎えます。

領土問題は国家間の問題であるとはいえ、一向に進展が見えないことは誠に残念であります。この状況が続けば、時の経過とともに関心も記憶も薄れ、竹島問題の風化に繋がると危惧するところであります。

町民の皆様の竹島に関する意識の高揚と、国民世論を盛り上げていくため、今後も啓発活動に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「下西発電所の開所式」について、ご報告申し上げます。

11月12日、役場職員東側駐車場におきまして、隠岐グリーンパワー合同会社が運営する下西発電所の開所式が開催され、出席をいたしました。

この木質ペレットによる発電事業は、出資会社である株式会社鴻池組の、過疎地や離島における地域に根差した小規模分散型のエネルギー開発を、地元と協働で進めたいという想いが実現したものであります。また、本町が昨年度に策定した地球温暖化対策実行計画における重点取組の一つでもあります。

木質ペレットの原材料は、町内林業事業体との連携により、林地残材・間伐材などの未利用を活用したものであり、発電した電気は、中国電力ネットワーク株式会社へ売電し、隠岐諸島内の電力需要にあてられます。

木質ペレットによる発電事業の開始に伴い、ペレットの安定した供給先の確保が見込まれる他、産官の投資による経済への波及効果や雇用の拡大が図られ、地域振興に大きく寄与するものと考えているところであります。

最後に、隠岐の島町町政20周年記念式典について、ご報告申し上げます。

12月1日、隠岐島文化会館におきまして、隠岐の島町町政20周年記念式典を開催いたしました。

当日は、多くの来賓の皆様のご臨席を賜りますとともに、多数の町民の皆様にご参加いただき、20周年の節目を祝うことができました。この日を迎えられたことは、町政を付託された者にとって、大きな喜びであり、これまでご支援をいただきました町民の皆様に改めて感謝申し上げます。

ここは、通過点の一つであります。改めまして、この20年をしっかりと振り返り、5年先、

10 年先を見据えた、まちづくりを行わなければならないと感じております。

より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、9 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町 長 所 信 表 明

「町長所信表明」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日、令和6年第4回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、師走のお忙しい中を、ご出席いただき、お礼申し上げます。

議案の上程に先立ちまして、三期目の就任のご挨拶と、町政運営にあたりまして、所信の一端を述べさせていただきます、議員各位、並びに町民の皆様に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、10 月 20 日に執行されました隠岐の島町長選挙におきまして、多くの皆様の力強いご支持と、温かいご支援を賜り、三度、町政を担わせていただくこととなりました。

今、この場に立ち、その重責に、改めて身の引き締まる思いであります。

私は、就任一期目から、一貫して「隠岐の島が好きだから」との想いを、新しいまちづくりによせ、『3 つのよかった』が響くまち隠岐の島の実現を目標に、様々な施策を実施してまいりました。

三期目の町政運営にあたりましては、更に多くの『よかった』が響くまちの実現を目標に、あらゆる政治判断を行ってまいりたいと考えているところであります。

誰もが胸を張って「隠岐の島が好きだから」と言える町の実現を目指し、町の歩むべき道を定め 10 年、20 年先を見越したまちづくりを行わなければなりません。既成概念や慣例にとらわれることなく、ありとあらゆる角度から施策の検証と検討を進めてまいります。また、限られた財源を有効に活用し、必要な施策には、十分に予算を配分するなど、次世代へつなげるための大胆な施策を展開してまいり所存であります。

本町の最重要課題は、人口減少問題であります。多くの「よかった」が響けば、必ずやこ

の問題は、解決の方向に進むと確信しております。

それでは、「3つのよかった」が響くまちの実現に向け、新たに与えていただきました4年間におきまして、私が取り組む施策について、ご説明申し上げます。

まず、1点目は、「生まれてよかった」の実現に向けた取り組みについてであります。

本町が抱える大きな課題のひとつに、少子化問題があります。その要因として、若い世代の人口減少や、将来に見通しが持てない現在の社会情勢が考えられます。

この問題の解決には、この町に住む私たちが、問題意識をしっかりと共有し、地域社会全体で子どもを育てる新しい仕組みづくりが必要であると考えております。

そのためには、結婚、妊娠、出産、子育て、そして教育といった各ステージに応じた、きめ細やかな支援の充実に努めなくてはなりません。また、本町の宝である子どもたちが、郷土を愛し、この町の将来に希望を持つことが、50年先、100年先まで、この町を存続させる大きな力になると考えております。

まず、「子育てしやすい環境づくり」として、妊娠、出産、子育てにより、不安定な雇用形態を余儀なくされる女性、そして子育て中の男性に対する休暇制度の創設や、育児休業を取得しやすい職場づくりについて、企業の皆様と手を携え取り組んでまいります。また、子育てに対する相談や支援を更に充実させるため、こども家庭センターを設置いたします。あわせまして、保育事業の実施、子育て支援センターの運営、そして子育て世帯への経済的負担の軽減にも、引き続き取り組んでまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についての取り組みです。

魅力ある教育環境づくりには、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働することが必要不可欠であります。

この島で永く育まれた独自の文化や芸能、恵まれた自然環境などの資源を活用し、幼いころから隠岐の島を知ってもらうために、ふるさと教育を推進してまいります。

このことが、「隠岐びとの心」を育むことにつながり、ふるさとに帰ってくる人、他の地域からふるさとを応援する人、どこにいてもふるさとの情報を発信してくれる人など、本町を支える人材のネットワークの創出につながると考えております。

また、子どもたちが、豊かな創造性を備え、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことを目的に、国のGIGAスクール構想に沿ったICTの活用にも、積極的に力を注いでまいります。

次に、2点目の「住んでよかった」の実現に向けた取り組みについてであります。

「住んでよかった」と感じていただくためには、誰もが住み慣れた地域で、日々安心して暮らせる町の構築が必要であります。

そのためには、医療・介護・福祉の充実、防災・減災への取組、にぎわいと活力の創出、そして自然環境の保全など、多岐にわたる取り組みが必要です。

まず、医療体制の確保として、令和6年度より、限られた医療資源を効率的かつ継続的に提供するため、隠岐病院と町立診療所の運営を隠岐広域連合に一元化いたしました。引き続き、島根県の強力な支援を頂きながら、現状の医療体制を維持できるよう取り組んでまいります。また、医療スタッフの育成という観点からは、町内の県立高校、県内の大学等と連携し、継続した取り組みを行ってまいります。

そして、福祉環境の充実を目指すべく、介護、福祉の分野におきましても、安定的にサービスが提供できるよう、人材確保への支援や、介護保険制度の充実を求める活動を行ってまいります。

また、高齢者をはじめ、介護や医療が必要な方々への生活支援として、買い物困難者対策にも取り組んでまいります。

次に、「防災・減災」についての取り組みです。

地域防災力の向上に向け、「隠岐の島町地域防災計画」の周知徹底を図り、防災・減災体制の強化を図ってまいります。

個々の防災への意識は高まりつつありますが、自主防災組織の設立など、地域での取り組みには格差が生じています。災害時の対策として、自助、共助、公助の役割を明確にし、今後、どの地域におきましても、有事の際に共助の役割が発揮できるよう、要配慮者支援を含めた地域活動への支援、防災研修会の開催、地域リーダーの育成などを実施し、安心、安全な町づくりを目指してまいります。

また、離島である本町におきまして、空港及び港湾は、救援物資の輸送や避難体制の確保に極めて重要な役割を担っています。緊急輸送道路に指定されている県道や町道にあわせ、これらの機能が十分に発揮できるよう、早期の整備に向けて取り組んでまいります。あわせまして、有事の際に住民の皆様の命を守る、緊急避難道路につきましても順次整備を進めてまいります。

次に、「にぎわいの創出」についての取り組みです。

まず、西郷港周辺地域の整備につきましましては、官民一体となって議論を深め、「まち」と「みなと」の魅力向上と、特色のあるエリアとして地域が活性化するように、順次事業を進めてま

います。

一方で、本事業の推進につきましては、国及び島根県の支援、そして、大きな予算の確保が必要となります。町民の皆様と議論することはもとより、国や島根県に対しましても積極的に意見交換や要望活動を行い、早期実現を目指し、重点的に取り組んでまいります。

また、西郷港周辺地域のみならず、各支所及び出張所管内におきましても、地域の独自性を発揮した、にぎわいのある地域づくりを目指してまいります。

次に、「活力の創出」についての取り組みです。

本町の特色ある既存産業の振興を通じ、雇用の安定化を目指し、地域の活力を創出してまいります。

特に、第1次産業の再生を目指し、町内産農林水産物の高付加価値化を推進し、その魅力を町内外に発信してまいります。あわせまして、町自体のブランド力を高めることで、特産品としての知名度を向上させるとともに、若者や企業にとって、魅力ある産業となるよう取り組んでまいります。

農業につきましては、関係機関との連携により、新たな振興作物の開発や、農地の荒廃を防止する対策を講じ、畜産業では、牧野を再整備するなど、低コスト生産に向けた取り組みを行います。

林業につきましては、林地所有者や林業関係者の皆様と協議を進め、意欲のある林業経営体に林地を集約化することで、林業の成長と適切な森林管理に努めてまいります。

水産業につきましては、関係機関との連携により、磯根資源の回復に向けた漁場の整備や、沿岸漁業者への支援、並びに漁業施設の整備に努めるなど、漁業者の皆様が安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。

商工業につきましては、創業や事業拡大など、地域経済を支える事業者の方々への支援に取り組んでまいります。

また、すべての産業におきまして、慢性的な人材不足に対応するため、UIターンを促進させるとともに、「特定地域づくり事業」等を活用し、人材の確保につなげてまいります。

次に、「脱炭素社会」への取り組みについてであります。

改正離島振興法に、離島の責務として「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が明記されました。また、本町におきましては、令和5年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したところであります。

本町が有する豊かな森林資源を活用した、木質バイオマス発電の推進や、太陽光発電シス

テムの導入など、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進してまいります。

次に、3点目の「訪れてよかった」の実現に向けた取り組みについてであります。

「訪れてよかった」と感じていただくことが、リピーターを生み、ファンを増やし、ひいては町民の皆様の生活に潤いをもたらすものと考えております。

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により、観光関連事業者の皆様は、大きな打撃を受けました。

このような状況下にあっても、本町の事業者の皆様には、国や島根県、そして町単独の支援制度などをご活用いただき、事業継続はもちろんのこと、雇用の確保にも積極的に取り組んでいただいたところであります。観光関連事業者の皆様の努力に報いるべく、一刻も早くコロナ禍前の水準を取り戻し、更に高みを目指す取り組みが必要であります。

まず、離島交通の充実として、本町が有する港湾と空港を最大限に活用し、交流人口の拡大を目指してまいります。航路につきましては、老朽化した船舶を更新するとともに、航空路につきましても、既存路線の複便化やチャーター便の運航を目指し、快適で安全な移動手段を提供してまいります。

また、2次交通の充実として、路線バス等の公共交通機関を活用した観光ルートの開発を検討してまいります。

次に、「魅力ある観光地づくり」についてであります。

言うまでもなく、本町は大山隠岐国立公園、隠岐ユネスコ世界ジオパークとして、自然、歴史、文化、芸能など、十分すぎるアイテムを兼ね備えております。また、全国に誇れる特産品も数多くあり、これらを最大の武器である、人との交流と関連付け、交流人口の拡大を目指してまいります。また、新たな取り組みとして、雨天時にも楽しめる、五箇創生館への本格的な上映設備の導入や、誰もが活用できる音楽館、そして温泉が利用できる宿泊施設の整備について検討を進めてまいります。

これらの取り組みにつきましては、本町との関わりが深い、航空業界やアウトドア関連企業、そして本町と親交のある自治体とも更に連携を強化し、活動を展開してまいります。

最後に、「竹島領土権確立」への取り組みについてであります。

国におきましては、内閣官房領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民への啓発や国際社会への情報発信などを行っていただいております。また、島根県におきましても、第5期の竹島問題研究会を設置していただき、より積極的な活動を展開していただいているところではありますが、残念ながら問題の解決の糸口さえ見えない状況にあります。

本町におきましては、問題解決に向け一步でも前進するよう、独自に竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用に積極的に取り組んでまいります。あわせて、本町から全国に向け、竹島問題を啓発する取り組みを行ってまいります。

また、国の責務において、「竹島漁撈歴史記念館（仮称）の建設」、「暫定水域における漁業秩序の確立」、そして「隠岐島周辺の海域における海上警備体制の充実」を実現するよう、強く訴えてまいります。

以上、私の町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきました。

地方創生の再起動が叫ばれる中、本町の最上位計画である「第2次隠岐の島町総合振興計画」を柱に、人口減少に歯止めをかけるべく、様々な戦略を、スピード感を持って実践してまいる所存であります。

これらの施策の実施にあたりましては、町民の皆様のご理解のもと、国や島根県、近隣の自治体、関係機関、関係団体、そして、町内外の事業者の皆様と十分に連携を図り、「チーム隠岐の島」を合言葉に、職員一丸となって取り組むことをお約束いたします。

また、先般開催いたしました、「第15回隠岐古典相撲大会」で感じることができました、島が持つポテンシャルを十分に引き出し、まちづくりに活かしていく所存であります。

改めまして、課せられた重責を厳粛に受け止め、国や島根県との連携が図られてきた今、公約の実現に向け、全身全霊取り組んでまいりますので、議会並びに関係機関の皆様、そして町民の皆様方の、より一層のご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げ、就任にあたりましての「所信表明」とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、「町長所信表明」を終わります。

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第99号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から議第123号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの25件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました25件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求め

ます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第 99 号から議第 107 号までの 9 件につきましては、関連団体の規約の変更、条例の制定、及び一部改正に関する議案であります。

まず、議第 99 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてであります。介護保険システムの標準化に伴い、番号システムを活用した情報の照会及び提供に関する事務を、構成町村から隠岐広域連合へ移管いたします。あわせまして、隠岐島前病院の病棟の再編に伴い、構成団体負担金の負担割合を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 100 号の「隠岐の島町上下水道事業経営審議会設置条例」についてであります。上下水道事業の経営に関する事項及び上下水道料金等を調査審議する組織を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 101 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、給料表及び期末勤勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

次に、議第 102 号の「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」及び、議第 103 号の「隠岐の島町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてであります。本年 12 月からの被保険者証の廃止に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議第 104 号の「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。下水道の利用者と汲取り方式の利用者の間に、処理費の負担において不均衡が生じているため、し尿処理手数料について所要の改正を行うものであります。

次に、議第 105 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。地区公民館の管理を指定管理者に行わせることができるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議第 106 号の「隠岐の島町公共料金等審議会条例の一部を改正する条例」についてであります。議第 100 号で提案のとおり、「隠岐の島町上下水道事業経営審議会」を設置しますことから所要の改正を行うものであります。

次に、議第 107 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。正規職員の給料表、及び期末勤勉手当の支給率

の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議第 108 号の「町道路線の変更について」であります。今回変更する 2 路線は、町が管理する橋梁部分が道路認定されていなかったため、付け加えるものであります。

続きまして、議第 109 号から議第 111 号の 3 件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

はじめに、議第 109 号の「工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新（2 期）工事〕」についてであります。カルバート本体の完成が見込めることから、仮排水路及び鋼矢板の一部が不要となるため、それらの撤去工を追加したことにより、工事費を増額する必要性が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 110 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町離島留学学生寮建設（建築 2 期）工事〕」についてであります。地中に埋設されていた暗渠排水管の移設、床下地パネルの追加及びフェンス、舗装の工事を追加したことにより、工事費を増額する必要性が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 111 号の「工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（1 期）工事〕」についてであります。新たに見つかった屋上の雨漏りや、外壁の破損などの補修工事を追加したことにより、工事費を増額する必要性が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 112 号の「財産の無償譲渡について」であります。老朽化した現在の隠岐共生学園第一保育所を新築移転することに伴い、園児や児童の安心・安全を確保し、隠岐の島町における保育機能の維持や発展を図るため、町有地を社会福祉法人隠岐共生学園に無償譲渡いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 113 号から議第 119 号の 7 件につきましては、「指定管理者の指定」に関する議案であります。

まず、議第 113 号の「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（1 階鮮魚・加工品販売所）〕及び、議第 114 号の「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（2 階レストラン）〕」についてであります。管理運営を指定管理者に行わせることとし公募したところ、それぞれ 2 団体から応募がありましたので、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適

正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 115 号の「指定管理者の指定について〔布施地区漁業振興施設〕」から議第 118 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町牧野〕」までの 4 件につきましては、公募したところ、それぞれ 1 団体から応募があり、申請内容等を審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 119 号の「指定管理者の指定〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

これらの 7 議案につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 120 号から議第 123 号の 4 件につきましては、令和 6 年度一般、及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 120 号の「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2 億 5,878 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 206 億 4,099 万円とするものであります。

補正の主な内容は、障がい者福祉サービス事業、海上交通維持対策事業、介護保険対策事業、下水道接続促進事業、観光振興事業等に要する経費を計上しております。

そのほか、条例の改正に併せ、必要となる人件費を増額しております。

あわせまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 121 号の「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 92 万 6,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 4,450 万円とするものであります。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 122 号の「令和 6 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的収入において 36 万 3,000 円の追加、収益的支出において 215 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を収益的収入において 6 億 5,527 万 2,000 円、収益的支出において 6 億 3,315 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において 16 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 4 億 3,208 万 7,000 円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

続きまして、第4条においては流用することができない経費である職員給与費を給与改定により増額する必要が生じたので補正しております。

次に、議第123号の「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてありますが、収益的予算の補正額は、収益的収入において112万円の追加、収益的支出において181万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を収益的収入において8億6,694万8,000円、収益的支出において8億7,338万1,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定及び会計年度任用職員の採用による職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において109万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を19億5,172万5,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

次に、第4条一時借入金の補正は4億円の追加でありまして、補正後の限度額を9億円とするものであります。

補正の内容は、竣工払い等による一時的な資金不足が想定されるため、一時借入金限度額を増額するものであります。

続きまして、第5条においては流用することができない経費である職員給与費を給与改定により増額する必要が生じたので補正しております。

以上、25件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ただ今から、15分間休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時20分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時35分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時35分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時35分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 11時20分)

(本会議再開宣告 11時20分)

日 程 第 8. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月6日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

次の本会議は、12月9日に開き「一般質問」を行います。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時21分)

以 下 余 白